

「専門士」の称号を付与された専門学校卒業生の 就労を目的とする在留資格に係る上陸許可基準の見直しについて

法務省入国管理局

現行の取扱い

専門士の称号を付与された専門学校卒業生が、「技術」、「人文知識・国際業務」等により入国しようとする場合には、上陸許可基準における学歴要件（大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けていること）を満たさないことから、**入国が許可されない**

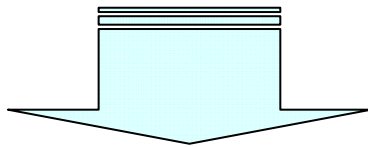
(注) 留学生の就職支援の観点から、上陸許可基準が直接適用されない在留資格変更許可申請については、専門士の称号を付与された本邦の専門学校卒業生から申請があれば、「技術」、「人文知識・国際業務」等への変更を許可する取扱いを行っている。

【参考】

○新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)

5. 日本を元気にする規制改革100

事 項 名: 専門学校を卒業した留学生が就労可能な在留資格を申請する際の要件の緩和
規制改革の概要: 留学生の就職支援のため、専門学校を卒業した留学生が単純出国してしまった場合でも、既に取得している「専門士」の資格をもって就労可能な在留資格を申請することについて、平成22年度中に検討し、結論を得る。



今後の取扱い

我が国での就職を希望しつつ就職できずに帰国する専門学校卒業生も多いことにかんがみ、留学生に対する更なる就職支援を図るため、専門士の称号を付与された専門学校卒業生について、入国の場合において学歴要件を満たすよう措置

具体的措置

- **上陸許可基準(法務省令)を改正し、学歴要件に「専門士」に係る規定を追加するとともに、法務省告示を新設**
- ⇒ 専門士の称号を付与された専門学校卒業生が帰国してしまった場合であっても、「技術」、「人文知識・国際業務」等の在留資格により入国可能に